

社会福祉法人つばさ福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人つばさ福社会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条と評議員選任・解任委員会運営規則第6条の規定に基づき、役員、評議員及び評議員選任・解任委員会（以下「役員等」とする）の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 評議員選任・解任委員会とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 理事長の指示又は理事会の委任を受けて行う法人業務とは、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、監事監査、研修等をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与其他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(役員等報酬)

第3条 当法人の役員等報酬は、定款第8条及び第21条と評議員選任・解任委員会運営規則第6条に定めるとおり支給しないものとする。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受けて法人業務を行う場合、費用弁償として別表(1)に定める費用を弁償する。

- 2 前項に規定する旅費の支給方法は、当法人の旅費規程の適応を受ける職員の例による。

3 法人事務局員についての費用弁償は役員等と同様とする。

(支給の方法)

第5条 役員等の費用弁償は、理事長の指示又は理事会の委任を受けて行う法人業務に出席の都度支払う。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

1 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

2 この規程は、平成30年6月16日から改正施行する。

別表（１）

区 分
理事、監事 評議員 評議員選任・解任委員

旅 費		
鉄道賃	船賃	車賃
旅費規程の適応を受ける職員の例による。		

日当 1日に付き
3, 0 0 0 円

宿 泊 料	
甲地方	乙地方
1 4, 0 0 0 円	1 2, 5 0 0 円

食卓料
3, 0 0 0 円

（摘要）宿泊料の欄中「甲地方」とは、東京都、大阪府、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市をいう。

また、「乙地方」とは、その他の地域をいう。